

お客様各位

盛岡信用金庫

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

手形・小切手の取立については、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」の設立に伴い全国各地の手形交換所は廃止され、2022年11月4日より手形・小切手の交換業務はイメージデータで交換を行う取扱いに変更されます。

お客様のお手続きに変更はございませんので、すでにお持ちの手形・小切手についても従来通りご利用いただけます。

なお、詳細は別添「電子交換所設立のご案内」をご覧ください。

1. 手形・小切手のお手続きに関する留意事項

(1) 手形・小切手用紙へのご記入

電子交換所での取扱いは、金融機関において手形・小切手の券面の情報を読み取り、データ化のうえ、イメージデータの送受信を行います。そのため、手形・小切手の券面への必要事項以外の書込み（メモ書き等）はお控えください。

- ① 金額欄には複記しないでください。
- ② 記名なつ印や金額、その他の記載はQRコード欄、MICR文字欄に重ならないようご注意ください。
- ③ 銀行渡り印等は、小切手番号、金額欄に重ならないようご注意ください。

(2) 金額欄のご記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）でご記入の場合は、チェックライターを使用し、金額は濃い文字になるよう、インクを確認してください。
- ② 金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止記号を印字するほか、3桁ごとに「,」（カンマ）を印字してください。

(3) 漢数字でご記入の場合

- ① 下表の漢数字のみを使用し、楷書で丁寧に記入してください。
- ② 金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

	1		2		3	4		5	6	7	8	9
漢数字	壹	弍	弍	弍	参	肆	伍	陸	七	漆	質	玖

	10		100		1,000		10,000	
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	万

(その他) 金、円、圓 (円の異字体)、億

(4) 訂正方法

- ① 金額を誤記された場合は、訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ② 金額以外の記入事項を訂正される場合は、訂正箇所にお届け印をなつ印することとし、訂正の記入やなつ印は、金額欄、金庫名に重ねないでください。

(5) 振出日のご記入方法

- ① 和暦にて、日付印や消しにくい筆記具を使用して記入してください。
- ② 日付印がかすれたり不鮮明な場合は、加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印をなつ印のうえ、日付印を押し直してください。手書きの場合も同様をお願いします。

(6) 記名印のご記入方法

- ① 届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。
- ② 記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。
- ③ インクは濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどして鮮明に印字してください。
- ④ 記名印が経年劣化等で、摩滅や破損により鮮明に印字できない場合は、記名印を作り直すなどして、記名印変更の届出を提出してください。

(7) 届出印のなつ印方法

- ① 届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないようになつ印してください。
- ② 印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので、定期的に汚れを取り除いて使用してください。
- ③ 印鑑は朱肉が濃すぎても薄すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして常に鮮明になつ印してください。
- ④ 不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。

2. お支払い可能日等の変更

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、支払場所が遠隔地の場合、お支払い可能日、時間が早まる場合がございます。

なお、決済資金のご用意は、従来通り支払期日までにご入金ください。

	変 更 前		変 更 後	
種 類	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手 形	盛 岡	支払期日の翌営業日	全 国	支払期日の翌営業日 資金決済後
	盛岡以外	支払期日の翌々営業日 または支払期日		
小切手	盛 岡	お口座ご入金 の翌々営業日		お口座ご入金 の翌々営業日 資金決済後
	盛岡以外	支払金融機関に 郵送された小切手が 到着日以降		

※資金のお支払い可能日は、通帳の「摘要」欄に表示されます。

3. 電子交換所を経由しない取立

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることになります。

しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので個別に取立となります。

- ① 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類（預金通帳など）の取立を行う場合
- ② 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- ③ その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

以 上



もりん

120

盛岡信用金庫

信

120

あなたのそばに もっと身近に

当金庫は、令和5年1月19日をもって創立120周年を迎える運びとなりました。これもひとえに、皆さまのご支援とご厚誼の賜物と深く感謝し、心より御礼申し上げます。

もりん
スマイル

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

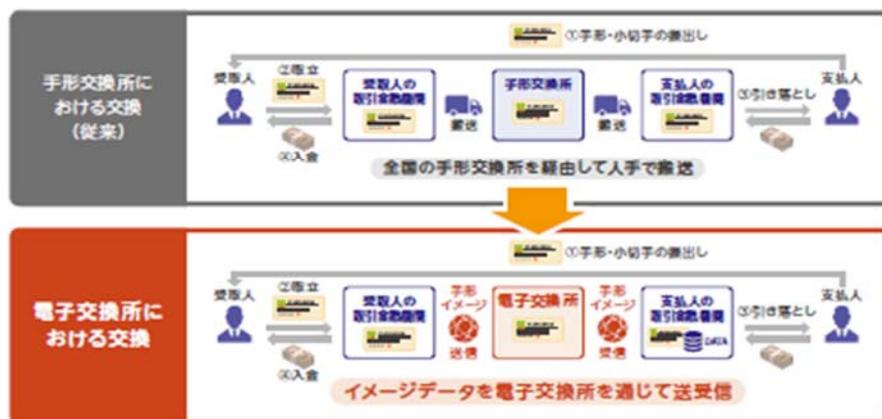
電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用紙の規定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1

お客さまの手続方法等の変更はございません。従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

POINT 2

すでにお持ちの手形・小切手も引き続き利用可能ですのでご安心ください。

POINT 3

2026年度までの全面的な電子化に向けて、電子記録債権・インターネットバンキング等の決済手段への移行をご検討ください。



電子化することで、こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに万が一の災害時に差支えないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行をご検討ください！

2026年度までの全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

電子記録債権・インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

この先と生きていく

SHINKIN 信用金庫

【別添2】



ご確認ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」設立のご案内



2022年11月から、手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。ぜひ、ご覧ください。

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫